

藤枝法人会報



写真提供：藤枝市役所

No. 111

平成30年12月発行

発行所 公益社団法人 藤枝法人会 藤枝市藤枝4丁目7-16（藤枝商工会議所 2F）

TEL (054) 643 - 8410 FAX (054) 645 - 1310

E-mail svc-merit@fujieda-houjinkai.or.jp

URL <http://www.fujieda-houjinkai.or.jp>



めざします 企業の繁栄と社会への貢献

会 員
募集中

目次

平成30年度 納税表彰式 1

平成30年度（一社）静岡県法人会連合会長表彰状伝達式 2・3

平成31年度 税制改正提言 4～7

写真で見る「第17回夏休み親子税金教室」..... 8・9

特集 藤枝ICTコンソーシアムをご存知ですか？ 10～13

税務署だより..... 14~18

財務事務所だより..... 19

写真で見る法人会活動..... 20～23

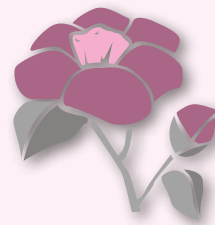
新サービス開始！ 日産レンタカー法人会特別割引制度..... 24・25

新入會員紹介..... 26・27



平成30年度

納税表彰式



……受賞おめでとうございます……

藤枝税務署並びに藤枝地区税務推進協議会主催の、平成30年度納税表彰式が、平成30年11月9日(金)小杉苑において挙行されました。表彰は、藤枝税務署長表彰・藤枝地区税務推進協議会長表彰の順で行われ、それぞれ表彰状が贈呈されました。



藤枝税務署長表彰受賞の皆様



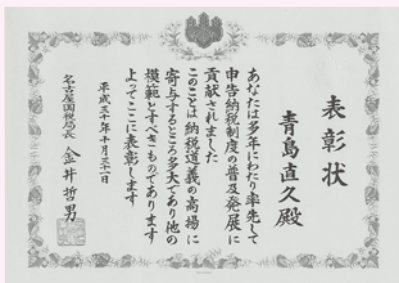
藤枝地区税務推進協議会長表彰受賞の皆様

当会関係者では次の方々が受賞されました。

国税局長納税表彰(披露)

(敬称略)

法人名	法人会役職	氏名
青島ポンプ工業 株式会社	副会長	青島 直久



藤枝税務署長表彰

(敬称略)

法人名	法人会役職	氏名
株式会社 丸川	理事/総務厚生委員長	坪井 大助



藤枝地区税務推進協議会長表彰

(会社名五十音順・敬称略)

法人名	法人会役職	氏名
有限会社 御庭工房	理事/青年部会長	菅原 慎司



法人名	法人会役職	氏名
株式会社 共水	理事	片岡 征哉



法人名	法人会役職	氏名
有限会社 清水商事	女性部会副部会長	清水 由子



法人名	法人会役職	氏名
ホンダモーター藤枝販売 株式会社	理事	渡邊 博文



平成30年度 ……………受賞おめでとうございます……………

(一社) 静岡県法人会 連合会長表彰状伝達式挙行



司会：坪井総務厚生委員長

(公社) 藤枝法人会主催の、(一社) 静岡県法人会連合会長表彰状伝達式を、平成 30 年 11 月 2 日(金)松風閣にて、藤枝税務署の今井署長様をはじめ関係団体のご来賓をお迎えして開催いたしました。また、当日は、拓殖大学大学院特任教授武貞秀士氏に「朝鮮半島情勢と日本の防衛」というテーマでご講演頂きました。



牧田会長のあいさつ



ご来賓の皆様方



式辞代読 (小山副会長)

功労法人表彰 7 社

多年に亘り法人会の事業に協力、また会の発展に寄与され、納税道義の高揚及び税務行政への協力について、多大な功績が認められた「法人」に対する表彰です。



(会社名 五十音順・敬称略)

法 人 名	会 社 役 職 名	氏 名
株 式 会 社 ア ン ビ ・ ア	代 表 取 締 役 社 長	松 永 勝 裕
株 式 会 社 エ ク ノ ス ワ タ ナ ベ	代 表 取 締 役 社 長	渡 邊 哲 朗
有 限 会 社 御 庭 工 房	代 表 取 締 役 社 長	菅 原 慎 司
株 式 会 社 コ ハ マ	代 表 取 締 役	小 濱 勝 廣
榑 原 産 業 株 式 会 社	代 表 取 締 役	榑 原 昇 次
駿 遠 運 送 株 式 会 社	代 表 取 締 役 社 長	杉 本 正 実
株 式 会 社 大 勝 堂 外 商 部	代 表 取 締 役	安 藤 聡

会員たる法人の役職員表彰 2名

法人会の発展に寄与され、また、勤務する法人の経理業務または税務関連業務において他の模範となる功績があったと認められた「会員法人の役職員」の方々に対する表彰です。



(会社名 五十音順・敬称略)

法 人 名	会 社 役 職 名	氏 名
中 央 印 刷 株 式 会 社	取 締 役	中 村 淑 子
焼 津 信 用 金 庫	常 務 理 事	青 島 鉄 男

祝 辞



藤枝税務署 今井署長様



静岡県藤枝財務事務所 戸加里納税課長様



東海税理士会藤枝支部 増田支部長様

皆様、おめでとうございます。



〈受賞者代表謝辞〉
松永 勝裕 氏





法人会 平成31年度税制改正 提言

財政健全化は国家的課題。 目標の早期達成に向けて全力を！

法人会は、平成31年度税制改正に向けた提言をまとめ、政府・関係省庁に対して、私たちの声の実現に向けたオピニオン活動を展開して参ります。多岐に亘る提言を行っていますが、要約掲載いたします。

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

政府は、プライマリーバランス黒字化目標の達成時期を2025年度に大幅延期したが、2022年から団塊の世代が75歳の後期高齢者に入り始めることなどを考えれば、それまでに黒字化を達成しておくことが極めて重要になる。

(1) 2019年10月の消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。

税率引き上げによる悪影響を緩和する等の経済環境整備は必要であるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

(2) 政府は、2016年度から18年度の3年間で集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円（社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円）程度に抑制する目安を示し、達成した。

2019年度から21年度の基盤強化期間についても、社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。

(3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(4) 消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。

仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保すべきである。

(5) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には、市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

社会保障給付費は公費と保険料で構成されている。

適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないと持続可能な社会保障制度は構築できない。

社会保障の基本的あり方では、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。

その意味で、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平性を原則とする必要がある。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。

給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。

その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。

なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6) 企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。

にもかかわらず、政府・議会ともに国民の信頼を裏切するような事態に陥っているのは残念でならない。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

消費税率10%への引き上げと同時に軽減税率が導入されることになっているが、これは事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税込確保などの観点から問題が多く、税率10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明したい。

- (1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

なお、消費税率引き上げによる駆け込み需要と反動減による景気変動を抑制するための方策として、「消費税還元セール」等の表示を可能とすることが政府で検討されている。

これは消費税の適正な転嫁に関わるだけでなく、中小企業に対して本体価格の引き下げを要求されかねない等、影響も大きいことから慎重な検討を求める。

- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (3) 軽減税率制度を導入するのであれば、国は国民や事業者に対して制度の周知を行い、混乱が生じないように努める必要がある。

また、システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

OECD加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア主要10カ国の平均は22%となっており、依然として我が国の水準は高い。このため、国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を見極めつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置（平成31年3月31日まで）ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に

引き上げる。

- (2) 租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。

なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成31年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

- ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

なお、中小企業投資促進税制の上乗せ措置として平成29年度に改組された中小企業経営強化税制について、事業年度末が迫った申請の認定に当たっては弾力的に対処すること、及び適用期限（平成31年3月31日まで）を延長すること。

- ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。

その中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。

今年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ① 猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ② 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

なお、特例制度を適用するためには、5年以内に「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

役員給与の損金算入の拡充を

法人会 税目別具体的課題にも要望！

法人会の平成31年度税制改正において、個別税目別に具体的な提言・要望も行っていきます。ここでは税目別課題や法令関連での主要部を要約掲載いたします。経営者、経理実務担当者からも得心を頂ける要望内容であると確信いたします。

1. 法人税関係

(1) 役員給与の損金算入の拡充

①役員給与は原則損金算入とすべき

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、とくに報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

経営者の経営意欲を高め、企業に活力を与える観点から、同族会社における役員の業績連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。

(2) 公益法人課税

公益法人課税のあり方については、民間非営利部門の活動の健全な発展を促進するという公益法人制度改革の趣旨を踏まえ、慎重に検討を行うべきである。

2. 所得税関係

(1) 所得税のあり方

①基幹税としての財源調達機能の回復

所得税は重要な基幹税の一つであるが、各種控除の拡大などにより空洞化が指摘されている。基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。

②各種控除制度の見直し

各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。

③個人住民税の均等割

地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

(2) 少子化対策

少子化対策は、保育所の充実など本来的には国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じることが肝要であり、子育て支援等の税制上の支援措置はその一環として検討すべきである。

3. 相続税・贈与税関係

(1) 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。

(2) 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。

①贈与税の基礎控除を引き上げる。

②相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

4. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

地価は三大都市圏や地方中核都市だけでなく、全国ベースでも上昇傾向を示しており、固定資産税のさらなる負担増が懸念されている。

このため、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感も一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるための努力が必要である。

① 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より益性を考慮した評価に見直す。

② 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。

③ 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。

また、将来的には廃止も検討すべきである。

④ 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。

⑤ 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

(2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

(3) 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は

行うべきでない。

なお、平成36年度から森林環境税の課税が開始される予定であるが、現在、各府県で導入している森林環境等を目的とした超過課税と二重課税とならないよう配慮するとともに、真に必要な事業に用途を限定すべきである。

(4) 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

5. その他

(1) 配当に対する二重課税の見直し

配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不十分であり、さらなる見直しが必要である。

(2) 電子申告

国税電子申告(e-Tax)の利用件数は年々拡大してきているが、さらなる促進を図る観点から、制度の一層の利便性向上と、地方税の電子申告(eLTAX)とのシステム連携を図る必要がある。

個別法令関係 抜粋

1. 法人税関係

[無形減価償却資産]

(1) 電算機のソフトウェアは無形減価償却資産として5年償却となっているが、技術革新の加速化を考慮し、期間を3年に短縮すること。

[引当金の損金算入]

(2) 引当金について、次のとおり損金算入を認めること。

① 退職給与引当金は、将来確実に発生する債務を引き当てるものであることから、その繰入について損金算入を認めること。

② 賞与引当金は、潜在的には各月に発生する未払い費用としての性格を有していることから、その繰入について損金算入を認めること。

[法人税の延納]

(3) 不況時等における資金繰りに考慮し、昭和59年に財源対策等から廃止された法人税の延納制度を復活すること。なお、その際合わせて利子税率を軽減すること。

[申告書の提出期限]

(4) 会社法上の諸手続きを含めた決算事務を2か月以内に完了することが困難であるため、法人税の確定申告書の提出期限を事業年度終了後3か月以内(現行2か月以内)とすること。

2. 所得税関係

[土地・建物等の損益通算]

(1) 土地・建物等の譲渡により生じた譲渡損失の損益通算および繰越控除を認めること。

[不動産所得の負債利子の損益通算]

(2) 土地等に係る負債利子については、不動産所得の計算上生じた損失がある場合に、他の所得との損益通算が認められないこととなっているが、この取扱いはバブル期の措置として設けられたものであり、また所得の計算上、本来認められるべきものであることから損益通算を復活すること。

[医療費控除]

(3) 医療費控除については、最近の医療費の実態に即して、最高限度額を300万円(現行200万円)に引き上げること。

[源泉納付]

(4) 源泉所得税の1月の納付期限については、年末調整事務や年末年始の休暇等の特殊事情、および週休二日制の普及を考慮し、「納期限の特例」適用者以外の源泉徴収義務者に対しても1月20日(現行1月10日)とすること。

3. 相続税・贈与税関係

[保険金・死亡退職金の非課税限度額]

(1) 保険金・死亡退職金の非課税限度額については、昭和63年度の改正で法定相続人一人当たり500万円とされたが、相当期間経過しているので、1,000万円に引き上げること。

[相続財産からの控除]

(2) 相続開始後に発生する相続に伴う費用(遺言執行費用、税理士・弁護士報酬等)は、相続税の課税財産から控除すること。

[被相続人の保証債務の弁済]

(3) 相続後の一定期間内に保証債務の履行があり、その求償権の行使が不能の場合、更正の請求ができるようにすること。

[贈与税の配偶者控除]

(4) 贈与税における居住用不動産の配偶者控除額2,000万円は、昭和63年以来据え置かれているので、3,000万円に引き上げること。

4. 消費税関係

[消費税の確定申告書の提出期限]

(1) 消費税の確定申告書の提出期限は、前述の法人税の確定申告書の提出期限に合わせ、課税期間終了後3か月以内(現行2か月以内)とすること。

なお、上記改正が行われるまでの間においても、法人税の申告期限の延長特例を受けている法人については、消費税についても申告期限の延長を認めること。

[消費税の届出書の提出期限]

(2) 消費税の各種届出書の提出は、消費税の申告・納付上、納税者にとって重要な事項であるが、その提出の失念により納税者が思わぬ不利益を被ることがあり、また、慎重な判断が必要な場合もあることから、前課税期間の消費税の確定申告書の提出期限(現行は課税期間の開始日の前日)まで延長すること。

法人会の税制提言の実現にご支援下さい!

写真で見る

夏休み親子税金教室

7/31
四

in 焼津文化会館

主催：女性部会

参加者：保護者14名

児童17名

スタート!



司会：清水副部長



女性部会、
中村部会長の
開会あいさつ。

藤枝税務署の
中島統括官の
ごあいさつ。



今日の講師は、
藤枝税務署の
林事務官。

… 最初に、租税教育ビデオ「マリンとヤマト不思議な日曜日」を観ました …



☆ストーリー☆

公園で不思議な妖精を助けた小学生の姉弟、マリンとヤマト。「何でも願いをかなえよう!」大地の妖精コッピとクッピーの言葉に2人が考えたことは・・・? 毎日の暮らしのなかで「税」がどのようなところで使われているのかを知り、税の役割や必要性を学んでいく内容です。



次のページ
に続く

… さて、税金についての勉強です …



みんな真剣です！！

… 次に、税金クイズです。みんな答えが解るかな？ …



全法連テキスト
「タックスフントと
けんたくん！」



1億円のレプリカです。



1億円、持てるかな？



最後に、代表して岡本大空さんに
修了証書と参加賞（けんたグッズ）
を受け取ってもらいました。



帰りには、恒例！
キャンディのつかみ取り。
たくさん取れたかな？

お疲れさま！よく頑張って
勉強してくれてありがとう！

中小企業のICT・働き方改革を応援

藤枝ICTコンソーシアム

をご存知ですか？

ICTで企業の未来を応援します



藤枝市では、産学金官が連携して藤枝ICTコンソーシアムを設立し、100社を超える企業が賛同・加入しています。

（会長：静岡産業大学学長 鷲崎 早雄、副会長：藤枝商工会議所会頭 山田 壽久）

ICTの有効な活用による経営課題の解決と競争力の向上、それを担う人材づくり、またICTを活用したアウトソーシングや新しい働き方の環境創出に向け、情報交換や教育、研究、実証実験、経済活動を行い、地域経済の活性化、相互の成長・発展を実現することを目的としています。

御社の経営課題の解決、品質や生産性の向上、新たな展開に向けて、ICTの有効活用をサポートしICTソリューションをご提案いたします。

ICT人材育成事業



ICT業務に係る意識啓発セミナーや、地域ニーズに応じたICT各種講座を提供しています。**社内でIoT活用を推進するキーマンや、経営者のICT企画補佐ができる人材育成**を支援します。

ICT導入支援事業



ICT導入に関する無料セミナーの開催や、ICT活用に係る個別相談、導入診断、支援を行っています。コンサルティング基本契約を締結した上で、**3か月間の無料診断も実施**しています。

クラウドソーシング事業



ICTを活用した業務受発注システム「藤枝くらシェア」（藤枝版クラウドソーシング）の構築、運営で、**中小企業の皆様の働き方改革**をお手伝いしています。

◆ 入会案内 ◆

どなたでもご入会いただけます。

URL : <https://www.f-ict.biz/register/>

■ 年会費 ■

(1) 資本金 1 億円未満の法人・団体	10,000円
(2) 資本金 1 億円以上の法人・団体	30,000円
(3) 個人	5,000円

藤枝ICTコンソーシアムの
公式LINE@
にご登録ください

お得な情報を
配信いたします。



藤枝ICTコンソーシアム

静岡県藤枝市前島一丁目7-10 BiViキャン
TEL 054-639-7164 / FAX 054-639-7165

E-mail : info@f-ict.biz
<http://www.f-ict.biz/>

ICT人材育成事業



ITパスポート合格講座 **IoT活用実践講座**

ICT4産業を推進し、学生・社会人のICT活用スキルを向上させる。ICT活用スキルを向上させる。ICT活用スキルを向上させる。

受講料 18,000円 (18,000円) (18,000円)

開催日時 2019年10月18日(木) 13:30~16:30

会場 藤枝市生涯学習センター 4F 401号室

講師 藤枝市生涯学習センター 4F 401号室

申込締切 2019年10月10日(木) 15:00

申込先 藤枝市生涯学習センター 4F 401号室

TEL 054-639-7165 FAX 054-639-7165

即戦力となる人材育成で、地元産業におけるICT人材の定着を図ります

■ ICT人材育成講座を開催します

<8月より、第一弾として、IoT活用実践講座を開講！>

IoTを自社内でどこから始めようかお悩みの企業様へ、IoT活用を推進するためのキーマン育成を支援します。

<社内のITリテラシー向上を牽引、ITパスポート合格講座 9月開講！>

ICT知識以外にも財務、生産管理、法務、経営戦略等、幅広い企業経営関連知識を学び、自社内で経営者のICT企画補佐が出来る人材育成を支援します。

■ ICT人材就業を支援します

所得アップが見込めるICT関連の仕事で、地元企業等と連携しICT人材の就業を支援します。

ICT導入支援事業

第4回 部門別・業種別ICT導入促進講座

消費税率アップへの対応

～小売業・サービス業などの軽減税率対応と業務効率化～

■日時：2018年12月6日(木) 13:30~16:30

■会場：BIVSセンター 4F 401号室 (藤枝市生涯学習センター)

講師：株式会社ナード 代表取締役 野中 一氏

2018年10月からの消費税率上げが決定となりました。それに伴い、軽減税率への対応が必須となりました。本講座では、モバイルPOSレジ・クラウド会計などを活用し、軽減税率の導入、業務効率化の向上を図ります。また、ICT活用による業務効率化の向上を図ります。

■定員：30名 (定員に達しない場合は中止です)

■主催：藤枝市生涯学習センター

■共催：藤枝市生涯学習センター

申込先 藤枝市生涯学習センター 4F 401号室

TEL 054-639-7165 FAX 054-639-7165

中小企業の業務・収益改善等を進めます

■ 部門別・業種別ICT導入促進講座を開催しています

共催：藤枝商工会議所

<9月より、毎月開催！全5回の無料導入促進講座>

- ・全業種向け：HPとSNSで販路拡大&求人促進WEB戦略活用のコツ、ICT・IoTをアイデア次第で簡単かつ安価に導入し、業務効率化する事例紹介、工場見学を実施予定です。
- ・製造業&建設業向け：紙の伝票の電子化(共有化)、IoTを使った生産の効率化や生産能力の向上、ICT土工とドローン測量などを利用した建設業界の構造改革を解説します。
- ・小売業&サービス業向け：モバイルPOSレジ+クラウド会計による社内効率化と、ICT活用による人材不足解消と働きやすい職場環境の構築を解説します。

■ 地元産業のICT導入を支援します

藤枝ICTコンソーシアムの会員企業に対しては、『コンサルティング基本契約』を締結した上で3か月間の無料診断(無償のアセスメント)を実施しています。

■ 簡易アプリケーションサービスを提供します

地元企業に共通する課題を達成するための簡易アプリケーションを整備・ライオンナップ予定です(顧客管理や給与システム等)。





クラウドソーシング事業



**ICTを活用した働き方改革を進め、
個人所得の向上と業務の地元消化を図ります**

■ クラウドソーシングとは？

クラウドソーシングとは群集(クラウド)と業務委託(ソーシング)をあわせた造語です。インターネットを介して仕事を発注したい方と仕事を探している方を結び合わせる新しい業務委託のスタイルです。仕事の発注者と仕事をする人は請負契約を結び、作業の完了を持って報酬が支払われる点が特徴です。

■ 藤枝くらシェアとは？

藤枝くらシェアは、“あなた”とお仕事をしたい“市民ランサー”(※)を繋げる藤枝ICTコンソーシアムが運営するクラウドサービスです。

藤枝くらシェアでは、ディレクターを配置することで、仕事のマッチングや作業の進捗管理において市民ランサーをサポート。また藤枝ICTコンソーシアムでは、スキルアップ研修やeラーニングを行い、市民ランサー向け教育を実施しています。

※藤枝くらシェアにて仕事を行う受注者です。藤枝市内在住または在勤の個人・個人事業主、藤枝市内に拠点がある法人に限ります。





■ こんなお悩みございませんか？

全て藤枝くらシェアにお任せください！

- | | |
|---|---|
| ☒ 費用が高額であきらめていた HP作成やロゴ作成 | ☒ 人手が足りなくて 作業が滞っている |
| ☒ どこに依頼しても 納品が遅い | ☒ クラウドサービスの クオリティが心配 |
| ☒ HP作成もだけど、事務作業もお願いしたい… | ☒ クラウドサービスは 顔合わせができないから嫌 |
| ☒ 依頼したいけど どこに依頼したらいいかわからない … | |

■ 主な業務内容はこちらです



<ライター>

FBやTwitter等々 SNSの記事ライティングを代行いたします。

<デザイン>

オリジナルロゴや名刺等デザイン企画業務をいたします。

<Web>

HPの開設・開設後の更新業務を代行いたします。

<事務>

データの打ち込み作業等、簡単作業も対応いたします。

その他“こういう作業もおねがいできないかな？”というお悩みございましたらぜひ一度ご相談ください。

■ 他のクラウドサービスと違うメリットがあります

<市民ランサーと対面>

申請時には申請書の提出と事務局担当が全市民ランサーと対面し、お任せできるか確認しております。顔も名前も分からないというようなことはなため、安心して発注いただけます。

<高スキルランサーと面談>

特に高いスキルを登録している市民ランサーとはディレクターが別途面接を行い、対応できる仕事の範囲や、スキルの詳細を確認しています。

<打ち合わせ対応>

案件を打診した市民ランサーの許可がとれれば対面でのお打ち合わせが可能です。*ディレクターを交えての打ち合わせです。

■ 藤枝くらシェアサイトにご登録ください

詳細はWebsiteからもご確認頂けます。

URL : <https://fujieda.kurashare.com>



藤枝ICTコンソーシアム
<http://www.f-ict.biz/>

静岡県藤枝市前島一丁目7-10 BiViキャン
TEL 054-639-7164 / FAX 054-639-7165
E-mail : info@f-ict.biz

e-Tax 義務化とともに、以下のような



提出情報等のスリム化

● 勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化

記載件数が100件を超える場合については、①又は②の記載方法によることも可能とします。

- ① 売掛金(未収入金)や買掛金(未払金・未払費用)など、記載量が多くなる傾向にある勘定科目(14科目)を対象に、上位100件のみを記載する方法(記載省略基準の柔軟化)
- ② 受取手形の内訳書など、記載単位を(取引等の)相手先としている勘定科目(7科目)を対象に、支店・事業所別に記載する方法(記載単位の柔軟化)

※ ①②のほか、一部の記載項目(「貸付金及び受取利息の内訳書」の「貸付理由」欄など)を削除するなどの簡素化を行います。

● イメージデータ(PDF形式)で送信された添付書類の紙原本の保存不要化

送信するイメージデータについて、一定の解像度・階調の要件を付した上で、紙原本の保存を不要とします。

※ そのほか、土地収用証明書等の添付を不要とします。



データ形式の柔軟化

● 法人税申告書別表(明細記載を要する部分)・財務諸表・勘定科目内訳明細書のデータ形式の柔軟化

エクセル等で作成可能なCSV形式による提出を可能とします(国税庁から標準フォームを提供(財務諸表については勘定科目コードを公表))。

※ 現状、e-Taxで送信可能なデータ形式は一律XML形式若しくはXBRL形式としています。



提出方法の拡充

● e-Taxの送信容量の拡大

送信1回当たりの上限を、申告書は約2倍(約5,000枚)、添付書類は約5倍(約100枚)に拡大します。

● 添付書類等の提出方法の拡充(光ディスク等による提出)

e-Taxの送信容量を超えてしまうような場合に対応するため、光ディスク等による提出を可能とします。

環境整備を実施し、利便性の向上を図ります。



提出先の一元化

● 国・地方税当局間の情報連携を通じた財務諸表の提出先の一元化

外形標準課税対象法人等が、e-Taxにより財務諸表を提出した場合には、法人事業税の申告における財務諸表を提出したものとみなします。

● 連結法人に係る個別帰属額等の届出書の提出先の一元化

e-Taxにより提出した場合に、連結親法人による個別帰属額等の届出書の一括提出を可能とします。

※ そのほか、連結親法人となる法人等が連結納税の承認の申請書を提出した場合に、連結子法人となる法人等が提出することとされている、連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書等の提出を不要とします。



認証手続の簡便化

● 法人の認証手続の簡便化

- ① 法人税及び地方法人税の申告書における経理責任者の自署押印欄を廃止します（これにより、e-Taxにより提出した場合、経理責任者の電子署名は不要となります。）。
- ② 法人が行う電子申告に付すべき代表者の電子署名に代えて、当該代表者の電子委任状を添付することにより、委任を受けた当該法人の役員・社員の電子署名によることも可能とします。

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

e-Taxホームページアドレス <http://www.e-tax.nta.go.jp>

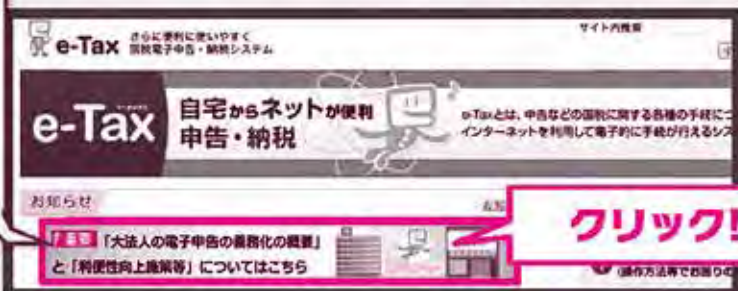
《掲載内容》

- ・電子申告の義務化の概要
- ・利便性向上施策等一覧（施策別）
- ・利便性向上施策等一覧（適用開始時期（予定）順）
- ・電子申告の義務化についてよくある質問

など

e-Tax

検索



クリック!!

いつでもどこでも 『スマート！確定申告』 スマホで申告!!



ステップ

1

「確定申告書等作成コーナー」へアクセス!!

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンでも所得税の確定申告書が作成できます!!



ポイント!

特に、給与所得者で、医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除による還付申告を行う方は、「**スマホ専用画面**」があって便利!(平成31年1月から)

Androidの方は
事前にインストール



Google Play から
「Adobe Acrobat Reader」
アプリをインストールして
ください。



作成コーナー

検索



※画面はイメージであり、実際とは異なる場合があります。

※掲載QRコードのリンク先は予告無く変更又は削除する場合があります。

ステップ

2

e-Tax又は印刷して郵送等で提出!

申告書の提出は、e-Tax (データ送信) 又は、印刷して税務署へ郵送等で!!

ID・パスワードで e-Tax (平成31年1月から)

ID・パスワードは、平成30年1月以降、税務署で発行しています。



ID・PWが目印

- ・既に、ID等をお持ちの方は、新たに取得する必要はありません。
- ・ID等の発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、**税務署**にお越しください。

印刷して郵送等で提出

プリンタをお持ちでなくても、コンビニ等のプリントサービス(有料)を利用すれば、印刷できます!!



又は

e-Taxで送信すると・・・

- 税務署に行く手間がかかりません！
- 源泉徴収票などの **添付書類は提出不要！**
- **申告書の控えは** PDF形式で**スマホ等に保存！**



ご不明な点は、名古屋国税局ホームページ・電話で確認できます。

名古屋国税局ホームページでは、

申告書等作成の際に役立つ情報 を掲載しています！



- 確定申告のお知らせ（主な税制改正等）
- 確定申告書等作成コーナーの操作マニュアル
- 誤りが多い事例 など

名古屋国税局

検索



※掲載QRコードのリンク先は予告無く変更又は削除する場合があります。

申告や納税についてのお問合せ先



電話相談センター



最寄りの税務署へ

※最寄りの税務署にお電話いただくと電話相談センターが対応します。

最寄りの税務署の電話番号は国税庁ホームページ等でご確認ください。

※自動音声によりご案内しておりますので、相談内容に応じて該当の番号を選択してください。

送信方法、エラー解消などのお問合せ先



e-Tax・作成コーナーヘルプデスク



e - コクゼイ

0570-01-5901

(全国一律市内通話料金)

【受付時間】月曜日～金曜日 9時～17時
(祝日など及び年末年始を除きます。)

※受付時間は、時期により延長する場合がありますので、最新の情報をe-Taxホームページでご確認ください。

※上記の電話番号がご利用できない場合などは、03-5638-5171をご利用ください(通常の通話料金となります。)

マイナンバー制度の本人確認も、 e-Taxが便利です！

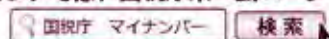
1 本人が申告される場合

提出方法 本人確認書類	書面提出	e-Tax
番号確認書類の 提示又は写しの添付	必要 ※1	必要なし 国税当局においてシステム にて確認します。
身元確認書類の 提示又は写しの添付	必要	必要なし マイナンバーカードに組み 込まれた電子証明書により、 身元確認を行います。

2 税理士の方が代理で申告される場合

提出方法 本人確認等書類	書面提出	e-Tax
税務代理権限 証書の添付	必要	必要 税務代理権限証書データの 送信等
税理士証票の 写しの添付	必要 ※2	必要なし 税理士の電子証明書により 行います。
関与先の番号 確認書類の添付	必要 ※1	必要なし 国税当局においてシステム にて確認します。

※1 一定の場合、省略可能です。詳しくは「番号法施行規則の改正についてのお知らせ」をご覧ください。
その他、国税のマイナンバー制度に関する情報や法人番号の最新情報については、国税庁ホームページ
「社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞」をご覧ください。

 国税庁 マイナンバー 検索

※2 郵送や税理士事務所の従業員が税務署窓口で提出する場合は、写しの添付が必要です。
また、税理士が窓口で提出する場合も、混雑緩和等の観点から、写しの添付をお願いします。

○ 法 人 事 業 税 の 超 過 課 税 に つ い て (お 願 い)

静岡県では想定される南海トラフ巨大地震に備えた地震・津波対策を実施するため、法人事業税の超過課税をお願いしておりますが、平成31年4月以降も地震・津波対策を継続したいので、超過課税の実施に御理解と御協力をお願いします。

1 新たな超過課税の制度

項 目	予定している内容
税 目	法人事業税
超過税率	地方税法に定める標準税率の5%
対象法人	次のいずれかに該当する法人 ・資本金(出資金)1億円以上の法人 ・資本金(出資金)1億円以下の法人のうち所得3千万円(収入金額2億4千万円)超の法人
期 間	5年間(2019年4月1日から2024年3月31日まで)

対象法人は現行と同様で税率については、法人税改革に対応するため、これまでの「**地方法人特別税**※導入前の標準税率5%」から、「標準税率の5%」に変更し、5年間実施

※ 地域間の税源偏在を是正するため、法人事業税の一部を分離し、平成20年10月に創設された国税で、税収は人口、従業員数で案分され、都道府県に配分。平成31年10月廃止、法人事業税に還元予定

2 新たな超過課税の使途

「地震・津波対策アクションプログラム2013」を着実に推進するため、引き続き、「新たな津波被害想定への対策」、「超広域災害への対応」、「複合災害・連続災害対策」及び「災害に強い高規格幹線道路網の整備」に取り組む。

項 目	予定している内容
新たな津波被害想定への対策	津波防御施設、津波避難施設の整備等
超広域災害への対応	橋梁の耐震対策、緊急輸送路の整備 建築物耐震化の促進等
複合災害・連続災害対策	原子力災害、富士山噴火対策
災害に強い 高規格幹線道路網の整備	伊豆縦貫自動車道、地域高規格道路、三遠南信自動車道の整備、津波地震対策交付金(静岡市・浜松市)



○ 法 人 県 民 税 ・ 法 人 事 業 税 を 申 告 さ れ る 方 へ

静岡県では、法人県民税・法人事業税の事務を下田・沼津・静岡・浜松の4つの財務事務所に集約化しています。

申告書の提出は、藤枝財務事務所でも受け付けいたしますが、申告に関するお問い合わせ等は静岡財務事務所をお願いします。

問い合わせ先

静岡県静岡財務事務所直税第1課 (電話054-286-9160)

〒422-8630 静岡市駿河区有明町2-20(静岡総合庁舎3階)

※財務省東海財務局静岡財務事務所(静岡市葵区追手町)とは別組織です。
お間違いのないよう御注意ください。



法人会活動

平成30年6月1日～10月26日

全法連・東海法連・静岡県連

10月11日 第35回法人会全国大会(鳥取大会)

会 場 / とりぎん文化会館

全国の法人会会員約1,600名が一堂に会して、平成30年10月11日（木）、第35回法人会全国大会（鳥取大会）が、とりぎん文化会館にて、国税庁藤井長官他多数のご来賓出席のもと盛大に開催されました。第1部では「大山どりの奇跡」～35歳、どん底からの挑戦～という演題で、(株)代山どり 代表取締役 島原道範氏による記念講演が行われ、第2部の式典では、会員増強表彰をはじめ各種表彰、次に平成31年度税制改正に関する提言の報告、そして青年部会による租税教育活動の報告が行われました。



11月8日～9日 第32回全国青年の集い（岐阜大会）

会 場 / 長良川国際会議場

全国の青年部会員約2,500名が一堂に会して、第32回全国青年の集い岐阜大会が長良川国際会議場にて、税務当局、全法連役員ほか多数のご来賓出席のもと盛大に開催されました。

大会式典では会員増強表彰と全国の青年部会で事業展開されている租税教育活動の表彰・プレゼンテーションが行われ、記念講演では「今私たちにできること～未来のために～」という演題で女優 紺野美沙子氏による講演が行われました。



6月1日

(一社) 静岡県法人会連合会
青年部会・女性部会連絡協議会
第6回定時総会

会 場 / 中島屋グランドホテル



6月20日

(一社) 静岡県法人会連合会
第6回定時総会

会 場 / ホテルセンチュリー静岡



6月22日

東海法人会連合会青年部会
連絡協議会第27回定時総会
・情報交換会

会 場 / キャッスルプラザ



9月5日

東海法人会連合会
第30回定時総会

会 場 / 名鉄グランドホテル



本 会

6月13日 税務講習会

テーマ 「ここが変わる!
平成30年度税制改正」

講 師 / 藤枝税務署
法人課税第一部門
上席国税調査官
鈴木栄治 氏

会 場 / 焼津文化会館



7月11日 営業セミナー

テーマ 「仕事で使える雑談術」

講師 / リフレッシュ

コミュニケーションズ

代表 吉田幸弘 氏

会場 / 焼津文化会館



8月29日 実務講座

テーマ 「助成金 受給診断・
申請手続講座」

講師 / ㈱人事サポートプラスワン

代表取締役

松本健吾 氏

会場 / 焼津文化会館



9月12日 弁護士講習会

テーマ 「民法改正の
ポイントと実務対応」

講師 / 追手町法律事務所

弁護士

齋藤安彦 氏

会場 / 焼津文化会館



9月19日 税務講習会

<第1講座>

テーマ 「県税のしくみと使いみち」

ー県税は何に使われているの?ー

講師 / 静岡県藤枝財務事務所

所長 落合 修 氏

<第2講座>

テーマ 「消費税軽減税率制度等について」

ー軽減税率制度と事業者支援措置の概要ー

講師 / 藤枝税務署 法人課税第一部門上席国税調査官

櫻井章宏 氏

テーマ 「事業承継税制 改正の概略について」

講師 / 藤枝税務署 資産課税部門上席国税調査官

森田光信 氏

会場 / 焼津文化会館



10月10日 税務講習会
 テーマ 「年末調整の
 改正ポイント」
 講 師 / 藤枝税務署
 法人課税第一部門
 上席国税調査官
 櫻井章宏 氏
 会 場 / 焼津文化会館



10月26日 パソコンセミナー
 テーマ 「事例で学ぶ
 小規模企業からの
 AI活用!」
 講 師 / ブリッジソリューションズ㈱
 代表取締役
 阿部 満 氏
 会 場 / 焼津文化会館



11月2日 記念講演会
 演題 「朝鮮半島情勢と
 日本の防衛」
 講 師 / 拓殖大学大学院
 特任教授
 武貞秀士 氏
 会 場 / ホテルアンピア松風閣



青年部会

6月12日 税金教室
 テーマ 「税務あれこれ」
 ～得する税情報を
 説明します～
 講 師 / 藤枝税務署
 法人課税第一部門
 統括国税調査官
 石原 等 氏
 会 場 / 藤枝市文化センター



10月11日～13日 研修旅行
 「沖縄・首里城、
 オリオンビール工場見学」



新 メリット

日産レンタカー割引制度を始めました！

(一社)静岡県法人会連合会では、会員向け福利厚生の一環として、日産レンタカーと提携し、レンタカーが特別料金でご利用頂ける割引制度を導入いたしました。

社長、役員、社員様等とはもとよりご家族まで対象としておりますので、**ビジネスのほかに家族旅行などのプライベートでもご利用頂けます。**

なお、ご利用の際には、日産レンタカービジネスカードが必要となりますので、各社にてカード発行のお申込みをお願いいたします。



日産レンタカービジネスカードのお申込みからご利用までの流れ

1. 次ページの日産レンタカービジネスカード申込書へ必要事項をご記入の上、(株)日産カーレンタルソリューションへ直接 FAX をしてください。(複数枚のお申込みも可能です。)



2. 約 2 週間ほどでカードが郵送にて届きます。
(カードは届き次第、その日からご利用頂けます。)



3. 全国の日産レンタカー 360 店舗にてカードを提示することで、**法人会会員特別料金**が適用されます。
(一般料金と比較して、最大で 54% の大幅割引となります。)

◆基本料金に含まれる保険・補償

- 対人補償 無制限(自賠責 3,000 万円含む) 1 名当り
- 対物補償 2,000 万(免責額 5 万円) 1 事故当り
- 車両補償 車両時価額(免責額 5 万円) 1 事故当り
- 人身傷害補償 (死亡、後遺障害 1 人当 3,000 万円) 入院、通院も含む



日産レンタカー特別料金表

契約条件：基本料金+免責補償加入+NAS 加入+NOC サポート加入

車種	基本料金	燃料費	保険料	税金	その他	合計	割引率
乗用車	トラック	バス	その他	その他	その他	その他	その他
P0 エンジェイ/イース (軽自動車)	7,900	4,300	1,000	500	500	5,300	33%
P1 ノーチ	8,900	4,500	1,000	500	500	5,500	39%
P2 ノート	9,900	4,700	1,000	500	500	5,700	42%
P02 ノート e-POWER	10,700	5,000	1,000	500	500	6,000	44%
P3 キューブ	10,300	4,900	1,000	500	500	5,900	43%
P4 フェリス/フェリス	10,900	5,000	1,000	500	500	6,000	45%
P5 ウイング/ノア	11,800	5,300	1,000	500	500	6,300	47%
P6 ムーヴ	11,400	5,500	1,500	500	500	7,500	64%
P8 ティファ/スティア	10,300	10,000	2,000	500	500	11,000	40%
P9 クーラ/スティア/クーラ/スティア	20,200	13,000	2,500	500	500	14,000	50%
P01 ノーチ	11,400	10,000	2,500	500	500	19,000	40%
E4 キューブ	14,200	10,800	1,400	500	500	11,800	17%
E8 スティア/スティア	30,000	17,500	2,500	500	500	18,500	40%
E9 クーラ/スティア	31,400	18,000	2,500	500	500	19,000	40%
E10 スティア/スティア	35,400	19,000	3,000	500	500	20,600	42%
M1 ワゴンR (7人)	20,900	8,500	1,500	1,000	500	10,000	50%
M4 エルマ (8人)	21,700	9,600	2,000	1,000	500	11,100	49%
M6 エルマ (10人) 16人 (8人)	28,300	12,800	2,500	1,000	500	14,300	49%
RV0 キューブ	11,700	5,000	1,000	1,000	500	6,500	44%
RV1 スティア/スティア	15,700	8,200	2,000	1,000	500	9,700	38%
RV2 ノーチ	21,700	10,000	2,000	1,000	500	11,500	47%
M1 スティア (29人)	42,700	21,200	3,000	2,500	500	24,200	43%
V1 ABU	11,400	4,600	1,000	500	500	5,800	49%
C0 クラウド (軽自動車)	10,400	4,800	1,000	500	500	5,800	64%
C1 クラウド/ワゴンR (軽自動車)	12,400	5,800	1,000	500	500	6,800	45%
C2 クラウド	13,900	7,400	1,800	500	500	8,400	47%
T0 クラウド/ワゴンR (軽自動車)	9,900	4,300	1,000	500	500	5,300	46%
T1 クラウド/ワゴンR	10,900	4,600	1,000	500	500	5,800	47%
T2 クラウド/ワゴンR	15,400	7,100	1,300	500	500	8,100	47%
T3 クラウド/ワゴンR/ワゴンR/ワゴンR	18,400	8,400	1,800	500	500	9,400	52%
T4 クラウド/ワゴンR/ワゴンR/ワゴンR/ワゴンR	21,900	9,900	2,300	500	500	10,900	54%
T5 クラウド/ワゴンR/ワゴンR/ワゴンR/ワゴンR	24,900	10,900	2,300	500	500	11,900	52%

※ 店舗によっては、ご用意できない車種がございます。

◆ 免責補償制度(オプション選択)

ご加入いただくと事故の際、発生する「対物」「車両」補償の免責額(各 5 万円)が免除されます。

免責補償手数料(1 日当料金) 1,000 円/日(車両クラス P10 : 1,600 円、クラス M1 : 2,000 円、クラス T4 : 1,400 円)

◆ 日産安心サポートプラン(オプション選択)

1. 対物補償 2,000 万→無制限。人身障害 3,000 万→5,000 万に補償をアップ。

2. ロードサービス料金を補償(上限 2 万円を限度に弊社が負担)

こんなときにお得です。①タイヤのパンク ②バッテリー上がり ③キーの閉じ込み

3. 到着遅延の事前連絡により 1 h 延長サービス。中途解約の違約金免除など

NAS 加入料(1 日当たり料金) 乗用車、バン、トラック...500 円/日 ワゴン車、RV...1,000 円/日等

◆ NOC サポートプラン(オプション選択)

ご加入いただくと事故の際、発生する「NOC」料金(2 万円又は 5 万円)が免除されます。

NOC サポートプラン加入料(1 日当料金) 500 円/日 免責補償、NAS とセットの場合 300 円/日

ノンオペレーションチャージ(NOC)とは

万一、事故・盗難・汚損・臭気・借受人又は運転者の責の帰すべき事由による故障等により、当社がレンタカーを利用できない場合には、修理期間中の休業補償の一部として下記料金を申し受けます。保険の補償には含まれません。

・レンタカーで自走し、返却予定営業所に返車された場合 2 万円。

・自走できず返却予定店舗に返却されない場合 5 万円。



日産レンタカービジネスカード申込書

横浜市西区高島1-1-1 株式会社日産カーレンタルソリューション御中

ご住所	〒	
会社名	フリガナ	所属法人会名 藤枝法人会
部署名	フリガナ	
担当者名	フリガナ	
電話番号		
希望枚数		

カード記載名(半角英数カタカナ 19 文字以内(濁点及び空欄は1文字にカウントされます。))

カード名	
------	--

【利用条件・・・いずれかに必ず○をつけてください】 下記利用条件については前ページをご覧ください。

- | | | |
|-------------------|-------|--------|
| ①免責補償制度 | 1. 加入 | 2. 非加入 |
| ②日産安心サポートプラン(NAS) | 1. 加入 | 2. 非加入 |
| ③NOC サポートプラン | 1. 加入 | 2. 非加入 |

【個人情報の取扱について】

1. (株)日産カーレンタルソリューション(以下当社という)は、本書面に記載された個人情報を、次の目的で利用するとともに、②の目的で日産レンタカーのフランチャイジーにデータ伝送などの方法にて提供します。なお、業務委託先に個人情報を預託する場合は、保護処置を講じた上で預託します。①カードの発行、発送。②カード利用に関する確認及びカード利用に関する連絡。③レンタカー、クレジット、リース、クレジットカード、保険、ローン、その他当社または当社の提携会社を取り扱う商品、サービスや各種イベント、キャンペーンなどに関する案内。
2. 個人情報の開示、訂正、削除などについてのお問い合わせや、利用、提供中止、その他のご意見の申出に関しては、下記窓口までお願いいたします。

株式会社日産カーレンタルソリューション お客様相談室 0120-964-923 〒220-8686 横浜市西区高島1-1-1

◆ ビジネスカードの特典

- ① 通常料金よりお得なビジネス特別料金を当社全国店舗でご利用頂けます。(24 時間定額料金)
- ② 通常料金にあるハイシーズン料金、深夜割り増しなどの加算料金がありません。

◆ 主な注意事項

- | | |
|---|--|
| <p>利用の対象外
貸渡約款の遵守
料金の精算
ノンオペレーションチャージ
(N.O.C)</p> | <p>駅レンタカー及び、離島、海外の営業所。旅行代理店等の代理機関での利用。
利用時には当社約款に従って頂きます。
利用営業所にて、その都度現金またはクレジットカードで精算頂きます。
万一、事故、盗難、借受人又は運転者の責の帰すべき事由による故障、レンタカーの汚損、臭気等により当社がそのレンタカーを利用できない場合、修理期間中の休業補償の一部として下記料金を申し受けます。
・レンタカーで自走し、返却予定店舗へお返しいただいた場合・・・20,000 円
・レンタカーで自走できず、返却予定店舗へお返しいただけない場合・・・50,000 円</p> |
|---|--|

○ お問い合わせ・お申し込みは下記まで

〒108-0078 東京都港区三田2-17-20 P's三田ビル5F

㈱日産カーレンタルソリューション

法人営業部 担当 片岡 富士雄

TEL 03-6891-4123

FAX 03-6891-3323



新入会員紹介

～ご入会ありがとうございました～

2018年06月05日～10月30日

法 人 名	所 在 地	紹 介 者
-------	-------	-------

■藤枝地区

(株) あき	藤枝市光洋台 2 2 - 1	松葉倉庫(株)
B M L a b (株)	藤枝市青木 3 丁目 1 2 - 1	焼津信用金庫 藤枝駅支店
加納商店 (株)	藤枝市水守 1 1 - 1 3	しずおか信用金庫 藤枝水守支店
(株) 杉田建工	藤枝市田沼 5 丁目 6 - 2 8	静清信用金庫 高洲支店
(有) ヨコヤマ建設	藤枝市上当間 4 1 1 - 3	(株) 藪崎新聞店
(株) アクアトレーディングス	藤枝市下之郷 8 6 9 - 1	焼津信用金庫 いかるみ支店
(株) F T グローバル	藤枝市藤枝 2 丁目 4 - 3 8	(株) 藤枝江崎新聞店
(株) N W	藤枝市南新屋 4 0 4 - 2	(株) 望月設備 (青年部会)
(株) プラスラッシュ	藤枝市兵太夫 3 7 7 - 5	焼津信用金庫 西小川支店
(株) せつび屋 O K B	藤枝市光洋台 3 - 1 2	(有) いしばし (青年部会)
(株) 加 藤	藤枝市清里 2 丁目 2 4 - 9	(株) 共 水
A C フジタワークス (株)	藤枝市瀬戸新屋 4 6 1 - 1 5	焼津信用金庫 藤枝上支店
(株) ロイヤル	藤枝市藤枝 4 丁目 9 - 1 0	焼津信用金庫 藤枝上支店
(株) ライトトップ	藤枝市築地 1 丁目 1 9 - 1 9	しずおか信用金庫 藤枝支店
(株) 超 運	藤枝市高柳 1 2 8 8 - 1	焼津信用金庫 高洲支店
(有) 豊 成	藤枝市水守 1 6 6 - 4	焼津信用金庫 藤枝・田中支店
(株) マルケイ商店	藤枝市鬼島 3 2 0 - 1	焼津信用金庫 藤枝・田中支店
(株) ほっと	藤枝市青木 2 丁目 2 3 - 1 7	焼津信用金庫 前島支店
(株) すばる	藤枝市青木 2 丁目 2 3 - 1 7	焼津信用金庫 前島支店
(株) 双葉通信サービス	藤枝市藤岡 3 丁目 8 2 2 - 3	(株) エクノスワタナベ
(株) C O N C A T	藤枝市前島 3 丁目 6 - 1 1	しずおか信用金庫 藤枝支店
(株) テクノオートエム	藤枝市大東町 1 0 3 1	(有) 静岡経営労務管理センター
医療法人社団和光会	藤枝市駅前 2 丁目 2 0 - 2 0	AIG 損害保険(株)
(株) チューセイ	藤枝市下当間 4 4 1	静清信用金庫 藤枝支店
(株) 村上クラフト	藤枝市八幡 4 7 4 - 2	AIG 損害保険(株) (株) シェアエージェンツオフィス
3 S サービス (株)	藤枝市高岡 4 丁目 3 - 2 7	AIG 損害保険(株)
(有) 笑 和	藤枝市与左衛門 1 7 9 - 1	焼津信用金庫 高洲支店
(株) セイワ	藤枝市立花 1 丁目 1 2 - 1 5	静清信用金庫 藤枝支店
(株) キャメル静岡	藤枝市潮 1 0 3 - 2	島田信用金庫 藤枝東支店
(株) プラスオフィス	藤枝市駅前 1 丁目 5 - 1 2	島田信用金庫 藤枝支店
(株) i n t e r e t	藤枝市青葉町 4 丁目 4 - 1	静清信用金庫 高洲支店
酒商こじま (株)	藤枝市志太 1 丁目 5 - 3 1	事務局
(株) 辻本工業	藤枝市岡部町内谷 9 3 0 - 1 3	静岡銀行 藤枝支店
(株) 水エコプラザ新藤枝	藤枝市堀之内 1 丁目 1 - 3	(株) 山田組
(株) Wizeley International Japan	藤枝市前島 1 丁目 9 - 3 4	焼津信用金庫 大井川支店
(有) アイブロス不動産	藤枝市上青島 5 1 5 - 1	島田信用金庫 藤枝支店

■焼津地区

(社) 焼津市観光協会	焼津市栄町 1 丁目 2 - 1 4	(公社) 藤枝法人会・牧田会長
(株) F e e t	焼津市大島 9 1 4 - 2	焼津信用金庫 藤枝駅支店
日本搬送機 (株)	焼津市中港 5 丁目 1 4 - 7	焼津信用金庫 本店営業部
(株) ふるはあと	焼津市中新田 1 0 5 8 - 1	焼津信用金庫 大富支店
明豊漁業 (株)	焼津市東小川 5 丁目 8 - 6	焼津信用金庫 大富支店
(有) スズキ冷暖工業	焼津市大島 1 0 6 4 - 2	(株) 藪崎新聞店
j k c ファクトリー (株)	焼津市相川 5 9 5	焼津信用金庫 大井川支店
わくわく不動産 (株)	焼津市石津 8 0 3 - 3	焼津信用金庫 小川支店
マルト運輸 (株)	焼津市石津 2 2 5 0 - 1	焼津信用金庫 石津支店
(株) 伊東クレーン S S	焼津市柳新屋 7 7 - 1	焼津信用金庫 本店営業部
(株) ウッドガード東海	焼津市東小川 7 丁目 1 3 - 4	焼津信用金庫 岡部支店
(同) ゆみと居宅介護支援事業所	焼津市小川 2 6 2 0 - 2	焼津信用金庫 中央支店
(株) サスナ	焼津市中里 8 2 4	焼津信用金庫 焼津北支店

新入会員紹介

法 人 名	所 在 地	紹 介 者
-------	-------	-------

■焼津地区

グローバルエース(協)	焼津市下小田559-2	焼津信用金庫 石津支店
(株)オートランス	焼津市東小川4丁目21-6	焼津信用金庫 焼津北支店
岡村設備(株)	焼津市下江留230-1	焼津信用金庫 大井川支店
(有)八木加工	焼津市小川新町3丁目3-11	焼津信用金庫 小川支店
(株)アシストライフ	焼津市小屋敷35	AIG損害保険(株)
(有)グリーンアップサービス	焼津市柳新屋306	焼津信用金庫 大住支店
(株)カネヒロ東海	焼津市関方378-1	焼津信用金庫 さかなセンター支店
(株)タイム	焼津市大栄町2丁目16-4	焼津信用金庫 さかなセンター支店
G S P. (株)	焼津市方ノ上373-4	しずおか信用金庫 志太支店
(有)イケダ薬局	焼津市西小川2丁目10-21	焼津信用金庫 焼津西支店
(株)まほらま	焼津市西焼津14-14	焼津信用金庫 豊田支店
(有)増田自動車	焼津市大住1179	焼津信用金庫 大住支店
(株)アビネス	焼津市本中根192-1	静岡銀行 焼津南支店
中部海陸運輸(株)	焼津市石津983-3	焼津信用金庫 岡部支店
(有)マルマタフーズ	焼津市焼津5丁目7-12	焼津信用金庫 中央支店
(株)静岡砕石センター	焼津市小浜193-5	(公社)藤枝法人会・牧田会長
(株)ゆめのき住まい	焼津市柳新屋740	焼津信用金庫 豊田支店
(同)ねこのて	焼津市駅北3丁目6-18	しずおか信用金庫 焼津支店
八代不動産(株)	焼津市焼津2丁目10-4	焼津信用金庫 焼津西支店
(有)長者の森	焼津市三ヶ名558-4	焼津信用金庫 焼津西支店
(株)ワイド・ヒューチャー	焼津市一色904-2	しずおか信用金庫 焼津支店
(株)香 味	焼津市西小川3丁目19-18	静岡銀行 焼津南支店
(有)朝比奈工務店	焼津市浜当目1丁目5-28	島田信用金庫 藤枝支店
(株)プロ・スタイル	焼津市西小川5丁目10-1	焼津信用金庫 西小川支店
(株)近藤水産	焼津市西小川2丁目8-4	静岡銀行 焼津支店
(株)ガレージ・ロードマン	焼津市五ヶ堀之内352-1	焼津信用金庫 焼津西支店

■その他の地区

(株)スルガフードサービス	吉田町川尻454-1	しずおか信用金庫 志太支店
智者楽水(同)	吉田町片岡1749-8	しずおか信用金庫 道原支店
(株)翌 檜	静岡市駿河区中野新田57-115	しずおか信用金庫 道原支店

2019
New Year
ディナー&ミュージック
2019 Dinner & Music Show

ディナー 18:50~

素敵な1年の始まりを華やかなディナーと
ステージでお楽しみください!

お一人様 **¥8,800** (税込)
料理、フリードリンク、ショーチャージが含まれます。

松風閣 054-628-3131
(予約センター 9:00~20:00)

懐かしのフォークから流行りのJ-POPまで
世代を越えた青春を彩るステージ!

ショータイム 19:50~ 森 一馬 Kazuma Mori

サービス
開始

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ

Aflac

本サービスは、アフラックの提携先
(株式会社メディカルノート)が
提供します。

ネット医療相談サービスのご案内

病気や身体のことを気軽に 相談できる専門医はいますか？

例えばこのようなとき…



痛みが
長続きしている



健康診断の結果を
見てもよくわからない



病院選びの
基準がわからない



家族の体調が心配

プロの医療チームがあなたをサポートします！

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、
おひとり様月1件のご相談まで無料で
利用いただけます。

- 納得いくまで何回でも追加質問できます。※
- 24時間いつでも相談可能です。
(回答には3～24時間程度かかります)

※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円(月額・税込)になりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

【お問い合わせ】株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp

Medical Note

本サービスは、アフラックの提携先である株式会社メディカルノートが提供するものです。
お問い合わせは直接同社にお願いいたします。



事業承継相談費用保障

疾病入院療養一時金保障

疾病入院医療費用保障

放射線治療保障

傷害通院保障

手術保障

難攻不落

入院保障

傷害休業保障

傷害医療費用保障

傷害後遺障がい保障

高度障がい保障

死亡保障

経営者さまを取りまくリスクは一つではありません。

多くのリスクに対応するためにはいくつもの保障が必要です。

重責を担う経営者さまを守る、

数々の安心を一つにまとめた総合保障をぜひお役立てください。

※保障の組み合わせには、所定の制限があります。保障内容について、詳しくは「設計書[契約概要]」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。



法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

企業保障プラン

総合型V+Mタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)

(大同生命の無配当総合医療保険)

DJIDO 大同生命保険株式会社

静岡支社/静岡県静岡市葵区黒金町59-6
TEL 054-253-3191

AIG AIG損害保険株式会社

静岡営業支店/静岡県静岡市葵区黒金町20-1
(富士火災静岡ビル6F) TEL 054-686-1170

- ◎この資料は平成30年1月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。
- ◎この広告は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。

F-29-1007(平成29年11月8日)



AIG 損保

企業防衛・福利厚生目的に
法人会のビジネスガードシリーズ

地域社会に貢献する

法人会の自動車保険

AIG損害保険株式会社は、
充実の補償とサービスで、法人会の会員企業を
自動車に関する様々なリスクからお守りします。



この広告は保険の概要をご説明したものです。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

<http://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

静岡営業支店

〒420-0851

静岡県静岡市葵区黒金町20-1 富士火災静岡ビル5階

TEL.054-686-1150 FAX.054-686-1208

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)